

# IASBが公開草案「IFRSの年次改善2014-2016年サイクル」を公表

注：本資料はDeloitteの IFRS Global Officeが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。  
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

## トーマツ IFRSセンター・オブ・エクセレンス

本IFRS in Focusは、一般のコメントを募集するために2015年11月にIASBによって公表された最新の公開草案ED/2015/10「IFRSの年次改善2014-2016年サイクル」（以下、「本公開草案」とする）を要約したものである。

### 要点

- 本公開草案は、次の基準書に対する修正を提案している。
  - IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」
  - IFRS第12号「他の企業への関与の開示」
  - IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」
- IASBは提案された修正の発効日は提案していない。しかし、早期適用が認められることは提案されている。
- 本提案に対するコメントは、2016年2月17日まで募集されている。

### なぜ本修正が提案されたか？

年次改善プロセスは、IASBに、想定外の結果、矛盾、又は見落としに対処して、必要性はあるが緊急でないIFRSsの修正を行う能力を与えるものである。複数の提案を単一の公開草案として公表するこ

とは、基準設定プロセスの効率化を意図したものであり、IASB及び利害関係者の双方に便益を与えるものである。本公開草案は、IASBの年次改善プロセスの規準を満たす3つのIFRSsに対する修正を提案している。

## 本修正によって提案された変更は何か？

IFRS	トピック	修正案
IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」	初度適用企業のための短期的な免除の削除	<p>修正案は、IFRS第1号E3項からE7項の短期的な免除を、これらの免除によって適用されていた救済措置が、既に終了した報告期間に関連しており、意図した目的を果たしたために、削除するものである。</p> <p>これらのパラグラフで規定される免除は、以下について、既存のIFRS適用企業と同様の移行時の救済措置を、初度適用企業に認めていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●IFRS第7号の修正の結果として要求される金融商品に関する開示の比較情報を提供すること。</li> <li>●確定給付制度債務の数理計算上の仮定についての感応度分析に関してIAS第19号によって要求される開示の比較情報を提供すること。</li> <li>●IFRS第10号、IFRS第12号、及びIAS第27号の投資企業に関する要求事項の遡及適用。</li> </ul> <p>IASBはまた、企業が投資企業なのかどうかを、IFRS移行日現在の実事及び状況にもとづいて評価とするIFRS第1号E6項の要求事項を、遡及的な評価を要求する場合と同じ結果をもたらすという理由で、削除することを提案している。</p>
IFRS第12号「他の企業への関与の開示」	開示要求の範囲の明確化	<p>修正案は、IFRS第12号の開示要求は、B10項からB16項の開示要求を除き、IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続企業」に従って、売却目的保有、所有者への分配のための保有、又は非継続事業に分類される持分に適用されることを明示することで、IFRS第12号の範囲を明確化する。</p> <p>本修正は、IFRS第5号とIFRS第12号との間で、開示要求の相互関連性に混乱が生じているために提案されたものである。</p>
IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」	投資先の投資ごとのベース（investment-by-investment basis）による純損益を通じた公正価値での測定	<p>修正案は、ベンチャー・キャピタル組織、又は他の適格企業（例えば、ミューチュアル・ファンド、ユニット・トラスト及び類似の企業）が、関連会社及び共同支配企業に対する投資を、（持分法を適用せずに）純損益を通じて公正価値で測定する選択は、投資ごとのベース（investment-by-investment basis）で、当初認識時に行うことを明確化するものである。本修正は、過去と現在のIAS第28号における文言の違いが、意図しない曖昧さを生じさせていることに対処するものである。投資企業である関連会社又は共同支配企業を有する、投資企業でない企業に認められる、持分法適用時における、投資企業である関連会社又は共同支配企業によって使用された公正価値測定の維持の選択についても、同様の明確化が提案されている。本修正は、当該選択もまた投資ごとのベース（investment-by-investment basis）で利用可能であり、選択は i）投資企業である関連会社又は共同支配企業の当初認識、ii）関連会社又は共同支配企業が投資企業となる時点、又は iii）投資企業である関連会社又は共同支配企業が最初に親会社となる時点のいずれか遅いほうで行われることの明確化を提案するものである。</p>

## 本修正はいつ適用されるのか？

本公開草案は修正の発効日を特定していないが、最終化された場合に、早期適用が認められることは提案している。

コメント期限は2016年2月17日に終了し、IASBは、本公開草案について受領したコメントを検討後に発効日を決定する予定である。

以上